

こども家庭庁 成育局
成育環境課

御中

2024年9月26日
一般社団法人 全国保育連盟
理事長 坂井 徹

要望書

平素より、当法人の活動に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

当法人は子育て支援事業者として、認可保育園・放課後児童クラブ等を運営しており、子どもたちの健全な成長と福祉の向上に努めております。

放課後児童クラブの利用児童数は145万人（令和5年5月集計）を超え、待機児童数は1万6,000人を超えている中、各基礎自治体においては待機児童数を減らすために、詰め込みといえる過度な入所を実施し、子どもたちの健全育成とは程遠い環境、そして職員への負担が増加している実態があります。

同時に、特別な支援が必要な児童数も増加傾向にあり、これまで以上に職員の専門性や負担が増加し続けておりますが、職員の処遇は改善される見通しも立たず、人員確保ができない喫緊の課題の中で、現職の放課後児童支援員からの離職にも歯止めがかからない状況です。

放課後事業関連の改革は急務であり、現在現場が困窮し続けている実態があります。早急な解決策に向けた具体的な施策の実施を要望いたします。

以上

① 補助基準金額の根本引き上げや、処遇改善事業等の採択義務化、新たな補助金制度の確立

【現状の課題】

放課後児童支援員の待遇が改善されず、低所得職に位置しており、職業選択の1つとして新たな人材が創出されず、人員不足が課題となっている。

対策として講じられたはずの放課後児童支援員等処遇改善等事業は全国で23.0%、放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業は全国で29.2%と、未だに多くの基礎自治体を実施していない現状があり、国の施策と基礎自治体の現状に乖離があることも一向に改善されない。

放課後児童クラブは放課後児童健全育成事業という国が定める事業ではあるが、保育所の認可事業と異なり、届出を伴う事業であることから国としての位置づけが低く、結果として補助金の基準額が低いまま改善されていない。基礎自治体が独自加算をすることもありますが、正社員として、職員自身が家庭をもち、夢をもって生涯働くことのできる収入とはならない。

処遇の低さは保育の質へと直結するため、本事業は命を預かる国の事業として、最低賃金レベルで働くべきではなく、全ての試算を最低賃金や1日6時間という試算でなく、位置づけを高めていただきたい。また、毎年10月に最低賃金が改定された場合でも、基礎自治体からの業務委託費に反映されることが少なく、業務委託費は固定されるが、最低賃金上昇により人件費は高騰し続けることで、事業者が人件費の持ち出しをせざるを得ない状況である。

《改善策》

放課後児童健全育成事業という国の事業である以上、保育士や学校教員等に近い位置づけとし、子ども・子育て支援交付金の試算方法から見直しされるよう抜本改革を求める。

- ・ 常勤職員の試算は正社員雇用を可能とする補助基準額へ増額

現在実施率が低い処遇改善費等を基礎自治体主体とせず、義務化もしくは基礎額に組み込むような変更を行う強い改革を実施しなければ、様々な施策が結果的に基礎自治体により実行されない。

- ・ 採択しない基礎自治体名をこども家庭庁の権限で一般開示をする

新たな施策として以下を検討されること、もしくは検討中であれば進捗を開示いただきたい。

- ・ 常勤配置の改善に伴う補助基準額の試算基準を根本改善
- ・ 基礎自治体による放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業等の採択
- ・ ICT 補助金の拡充
- ・ 保育士同様の宿舍借り上げ制度支援事業
- ・ 延長保育、休日保育の補助金
- ・ 医療的ケア児等、特別な配慮が必要な児童受け入れの加算方法の根本見直し
- ・ 不登校児支援事業に関わる補助金制度
- ・ 地域の方への施設開放事業の補助金制度

② 「運営費における常勤職員配置の改善」のさらなる改善

【現行の課題】

子ども・子育て支援交付金の令和6年度予算案として、「運営費における常勤職員配置の改善」により常勤の放課後児童支援員を2名以上配置した場合の補助基準額を創設いただいた。運営実態として、月曜日から土曜日まで週6日運営を行う放課後児童クラブにとって、常勤1名の配置には常勤2名の雇用、常勤2名の配置には常勤3名以上の雇用をしなければ、シフト組が困難となるとともに、常勤職員の週休、病欠や年5日の有給休暇消化にも対応できない。今回創設いただいた6,552千円を3名で割ると1人2,148千円程度となり、実運営とはかけ離れた補助額となっている。配置数としての試算上の計算だけでは実運営に結びつかない課題が、創設いただいた本補助制度にも改善されないままとなっている。

《改善策》

常勤職として従事する者は、本職を使命感と命を預かる責任において、専門職という自覚をもって従事されている。コロナ禍や大型台風発生時にも社会機能維持者として、経済維持に貢献している放課後児童支援員は、家庭をもち、本職を生涯の正職員として従事し続けることが困難な補助額を見直し、常勤1名4,000千円以上をベースとするよう強く求める。合わせて、保護者ニーズや、障がい児利用数の増加等、常勤職に求められる業務は年々増加しており、1日8時間従事することが必須となってきていることから、試算根拠を1日8時間×週5日としたうえで、常勤が正しく配置できる雇用を維持した週6日運営が可能な雇用ができる補助額を求める。

③ 支援の単位「おおむね 40 人以下」を『利用児童数おおむね 40 名以下』とする

【現状の課題】

待機児童数が背景となり、基礎自治体の中には数字の減少を目的として詰め込み保育といえる運営（定員超過や全入制）を運営事業者に求めている実態がある。

特に利用児童数が 100 名を超える放課後児童クラブでは、校庭や体育館の広い遊び場においても、密集状態となり、遊びを制限せざるを得ないことがある。

遊びの制限、密集した環境下での時間は、子どもたちのやりたいことは実現できず、一人ひとりの児童にとってはストレスのかかる時間となり、そこからの不適切な行動の誘発、児童同士のトラブルの増加の原因ともなっている。同時に職員は、質の向上、子どもたち主体の運営をすることができず、事故のない運営を優先せざるを得ないことがある。

この環境下において、さらに障がい児、医療的ケア児等の受け入れは困難を極め、車椅子の稼働スペースを確保することは現実的ではない。

小学生の発達期における行動範囲や、乳幼児期よりも発達が進む障がい児を対応するスペースが不足している中で、児童 1 人 1.65 m²では小学生が自由に伸び伸びと過ごすことは数値では計れない、実スペースが不足している。

《改善策》

入所児童の健全育成の場を確保しつつ、待機児童数の解消を行うには、放課後児童クラブを増やし続けるしかない。しかし地域によっては、保育所のように少子化による定員割れが発生することは、都市部においても近い将来の課題となる。

支援単位おおむね 40 名以下という数字概念が先行する中で、解消できないハード面があることから、『一日あたりの実利用数おおむね 40 名』とし、柔軟性を持たせる。

合わせて、詰め込み型の運営を強いられている放課後児童クラブは、国や基礎自治体の強い権限をもって教育委員会や小学校に働きかけを行い、校庭や体育館、広めの部屋を柔軟に放課後利用できるよう通達を出すことを求める。